

議員提出議案第2号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

令和元年12月13日 提出

提出者	橋本市議会議員	高本 勝次
賛成者	橋本市議会議員	阪本 久代
〃	橋本市議会議員	石橋 英和
〃	橋本市議会議員	中本 正人
〃	橋本市議会議員	田中 博晃
〃	橋本市議会議員	辻本 勉

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴になると会話がうまく成立しなくなり、日常生活が不便になるという経験を繰り返すようになります。その結果、周囲とのかかわりを避けるようになり、コミュニケーション、交流の機会が減少したりします。難聴による精神的影響は大きく、認知機能の低下やうつ傾向を引き起こすことにもつながるといふ指摘もあります。

日本の難聴率は、欧米と同じようなレベルですが、補聴器の使用率は、欧米諸国よりも低い状況にあります。日本で補聴器の普及が進まない原因の一つは、補聴器が保険適用の対象外であり、価格が片耳当たり、約3万円から20万円もするからです。聴覚障害6級以上で障がい者手帳を交付された人には、障害者総合支援法の補装具費支給制度により、購入費用に対する一部支給がありますが、その対象者はわずか1割程度で、約9割の人は自費で購入するしかありません。

欧米では、補聴器購入に対して公的補助がありますが、日本では一部の自治体で高齢者の補聴器購入への補助が行われているだけです。高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごす条件を広げるために、補聴器購入に対する公的補助制度の確立が求められています。

よって、国におかれましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣